

税務署または確定申告会場での
相談を希望される方は

事前予約 をお願いします

オンラインで事前予約

国税庁LINE
公式アカウントから
オンライン事前予約が便利です

オンライン
事前予約は
こちらから



オンライン事前予約方法

STEP1

まずは国税庁LINE
公式アカウントを友だち追加

STEP2

「メインメニュー」
「確定申告相談の申込
(個人の方)」



ご注意
ください!

令和8年2月13日(金)以前に
税務署で相談を希望される方

当日受付は行っていない!

税務署へご来署いただく前に
必ず事前予約をお願いします

申告相談に
必要なものは
こちらで確認



渋谷税務署は **令和7年12月24日(水)**以降**オンライン事前予約の受付**を開始します!

渋谷税務署からのお知らせ

確定申告は 自 宅 から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓



推奨ブラウザ



マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談

～申告作成会場以外でも、無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年1月28日(水) 1月29日(木) 1月30日(金)	幡ヶ谷区民会館 1階集会場	渋谷区幡ヶ谷3-4-1
令和8年2月4日(水) 2月5日(木)	恵比寿社会教育館 地下1階第2体育室	渋谷区恵比寿2-27-18
時 間	対 象 者 ^(注1)	事 前 申 込
【午前】 9時30分～11時30分 【午後】 1時～3時30分 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)	○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月9日(金)から可能となります。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

事前申込サイト



そ の 他

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、渋谷税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は開場します。	ベルサール渋谷ファースト ※渋谷税務署では、申告書の 作成・相談は行っておりません。	渋谷区東1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー2階 ※会場には、駐車場及び 駐輪場はありません。	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から

必要なもの

- ① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)
- ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォン
- ④ 申告書作成に必要な書類
例:源泉徴収票、前年の申告書(収支内訳書・決算書)など

マイナンバーカード
のパスワードを失念
した方はこちら



※ 来場前に、マイナンバーカード
を利用した、マイナポータル連
携の事前準備をお願いします。

案内図



オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく
場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加は
こちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日
から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)
の記載が修正された場合は、
署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

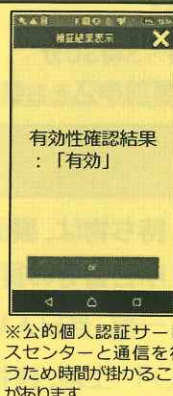
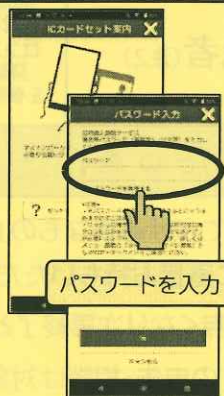
JPKI利用者ソフト



アプリはこちらから



iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



有効性確認結果
:「有効」
※公的個人認証サービス
センターと通信を行う
ため時間が掛かること
があります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒150-8060 東京都渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎
東京国税局業務センター渋谷分室(渋谷税務署)

【問合せ先】〒150-8333 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 Tel. 03(3463)9181(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

／ 事業主の皆さまへ ／

給与所得の源泉徴収票を

従業員の方の

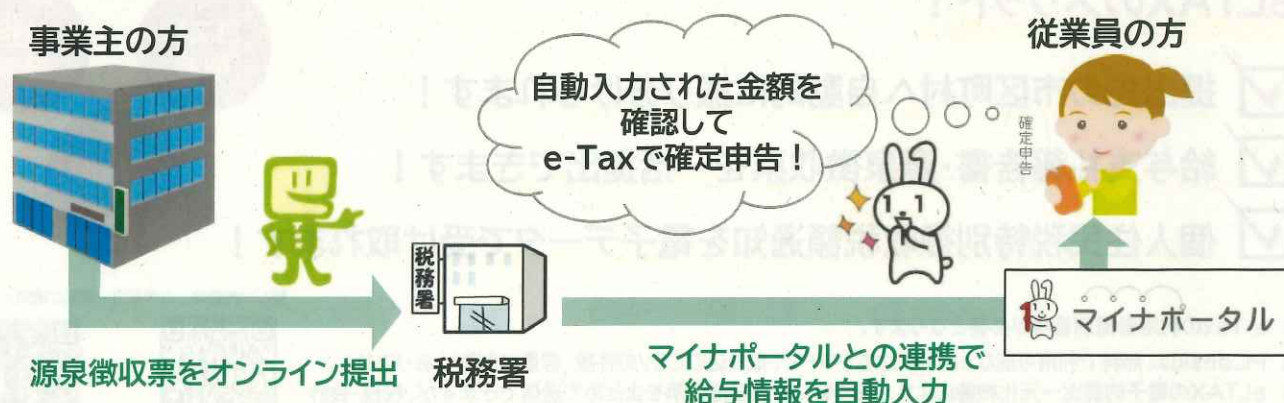
オンライン提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出**すると、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、
オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- ☞ 事業主の皆さまから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力
の対象**となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合
が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

- ☞ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方の
マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等**については、記載誤りや不足・不備が無い
ようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



(国税庁ホームページ)

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

オススメ！

- ☞ 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- ☞ また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！

事業主の方



【統一CSVファイル】

氏名	住所	支払金額	作成区分
A	甲市	600万円	2
B	乙町	400万円	2

0：国税分のみ
1：地方税分のみ
2：国税・地方税分双方



eLTAXのメリット！

- ✓ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- ✓ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- ✓ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

コスト削減

負担軽減

便利

※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす**こととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、**基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更**されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

詳しい内容はこちら



(国税庁ホームページ)

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(e-Taxホームページ)

e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



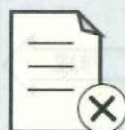
ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◇勘定科目内訳明細書
XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



Check



財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

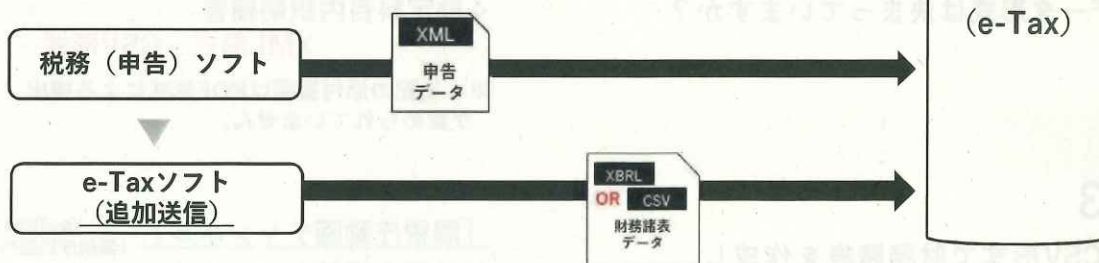


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



納付機会の多い

源泉所得税の納付はキャッシュレスが便利です！

キャッシュレス納付の主なメリット



キャッシュレス納付
の種類はこちら

▶ 原則24時間納付可能

- ・キャッシュレス納付を利用すれば自宅やオフィスからスマホ・PCで原則24時間いつでも納付することができます。

▶ 書類の保管スペース及び事後の書類管理が不要・社内のデジタル化促進

- ・紙の徴収高計算書を記入する必要がないため、紙の紛失や書き間違いによる手間もなくなります。
- ・事後の書類管理が不要となり、保管スペースが活用できるほか、ペーパレス化と経理のデジタル化につながります。
- ・毎月の納付のため金融機関や税務署へ足を運ぶ必要もなく、人件費（移動コスト）の削減につながります。

▶ 複数の部署間でも利用可能

- ・メッセージボックスに複数のフォルダを設定してメッセージを管理することができ、複数の部署間でも利用することが可能です。
- ・フォルダ毎に異なるパスワードを設定し、他部署の閲覧も制限でき、社内の部署間セキュリティ確保にも有効です。

▶ 自動ダイレクトで利便性アップ！

- ・自動ダイレクトはデータの送信時にチェックを入れるだけで手続できるので手間がかかりません。
 - ・手続後は納付の操作を行う必要がなく、納付を忘れる心配ありません。
- ※法定納期限当日に申告手続された場合、翌取引日に引落としとなります。



自動ダイレクトは
こちら



体験コーナー（裏面参照）で利便性を体験してみよう！

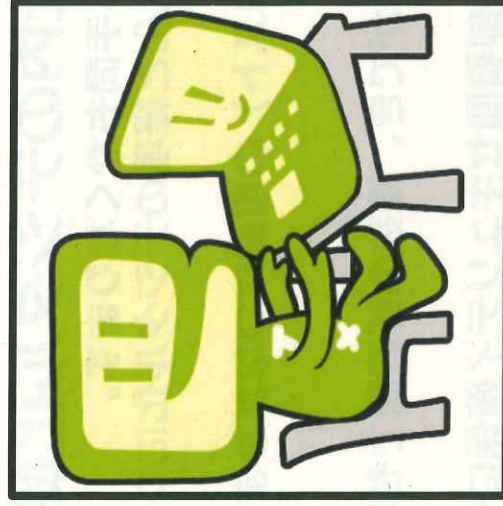
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました



源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーはこちら

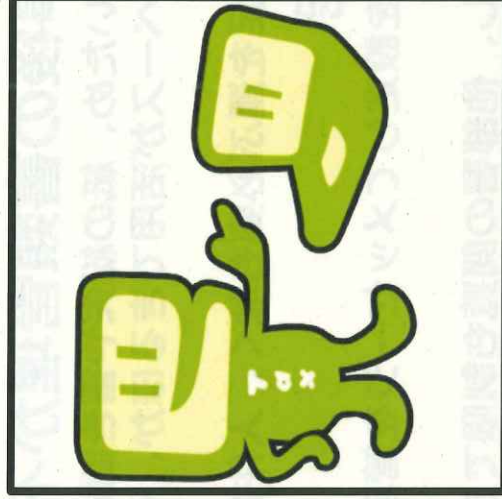
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。※体験できる機能は一部のみ

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひ体験してください！



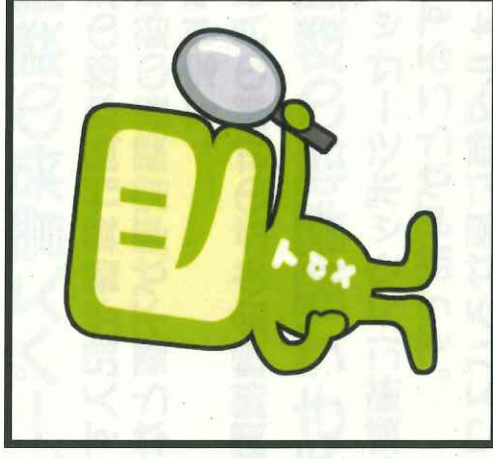
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスにすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方も、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

令和7年分
確定申告

納付の期限等のお知らせ



	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	令和8年 3月16日(月)	令和8年 3月31日(火)
振替日 振替納税を ご利用の場合	令和8年 4月23日(木)	令和8年 4月30日(木)
延納分 延納をご利用の場合 ※納期限と振替日は同じです。	令和8年 6月1日(月)	 国税庁e-Taxキャラクター：イータ君

注意 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付額のメモに
ご利用ください

円

円

納付は簡単・便利な
振替納税を
是非ご利用ください!



詳しくは裏面へ!!



振替納税って
引越したときは
どうするの?

転居等により所轄税務署が変わった場合は
「振替継続希望」欄に○を記入した申告書の
提出又は新たに振替納税の手続きを行って
ください。

振替納税を利用する方へ

- 振替日の前日までに**預貯金残高**や、振替日
に振替納税口座から他の公共料金等の引
落し予定がないか等を必ずご確認ください。
- 残高不足等で引落しができない場合は、
納期限の翌日から納付日まで**延滞税**がか
かる場合があります。

申告所得税及び復興特別所得税には **延納** がご利用できます

所得税確定申告分について、一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

1回目

令和8年3月16日(月)まで
(振替納税利用の場合:令和8年4月23日(木))

納付すべき税額の2分の1以上納付

2回目

令和8年6月1日(月)

残りの税額の納付

※ 延納期間中は利子税がかかる場合があります。

延納については
こちら



国税庁

法人番号7000012050002

振替納税のメリット

1 簡単!

- ・初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ!
- ・毎年継続して利用可能!

2 便利!

- ・振替日に預貯金口座から自動で引落し!
- ・納付を忘れる心配なし!

※残高不足等で引落しができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

利用方法

- | | |
|--------|---|
| ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書) |
| ✓ 提出方法 | ●オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する おすすめ!
or
●書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する |
| ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和8年3月16日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者) → 令和8年3月31日(火) |

振替納税についてはこちら



オンライン(e-Tax)での提出方法についてはこちら



ほかにも
あります!

簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- クレジットカード納付
- インターネットバンキングによる納付
- スマホアプリ納付

納付書がなくても
納付できるんだね!!



キャッシュレス納付
についてはこちら



e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された方や、納付書を使用しない納付手段により納付された方には、納付書は事前送付されません。

詳しくはこちら



納税が困難な方には猶予制度があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁
ホームページへ



税務署 電話受付時間

8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

